コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　ENDO Lighting Corporation

最終更新日：2015年6月26日
株式会社遠藤照明
代表取締役社長　遠藤邦彦
問合せ先：経営品質本部　総務部　06-6267-7095
証券コード：6932
http://www.endo-lighting.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として「企業は公器」を掲げ、事業活動は社会的存在価値を高めることに経営資源を集中し、人間（組織）の持つ無限の能力と可能性を最大限発揮させる経営の仕組みづくり、社会に貢献する経営を優先することを目指しております。

この考え方を実現する経営理念として「顧客にベストビジネスパートナーとして認知される会社に」、「顧客の要求に最高の形で応える社員に」、「会社価値と経営品質の向上」、「顧客満足と社員の働き甲斐の向上」、「顧客第一主義の精神」等を掲げております。長期的な視点での企業価値の最大化を目指した企業活動を律するコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識し、透明性ある経営を推し進め、的確な情報開示を実践しております。また、経営の監視機能の強化、経営の機動性の向上、経営のチェック機能の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社アーバン	4,059,393	27.47
遠藤良三	443,000	2.99
遠藤正子	403,844	2.73
日本生命保険相互会社	364,666	2.46
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	322,588	2.18
遠藤照明従業員持株会	319,492	2.16
遠藤邦彦	231,800	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	200,500	1.35
BBH BOSTON FOR BANK MORGAN STANLEY AG ZURICH	160,000	1.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	150,000	1.01

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
馬塲孝夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬塲孝夫	○	――	一般株主との利益相反のおそれもなく、他社での豊富な業務経験と経営者としての高い見識を有しており、客観的・中立的な立場から独立役員としての職務を遂行していただけると判断し指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、各部門と子会社を含む当社グループ全体の業務監査を行っており、監査役会において各監査役が相互に職務執行の状況について報告することで、認識共有化と監査効率化が図られております。また、監査役は内部監査室及び監査法人と連携を保ち、代表取締役及び社外取締役並びに監査法人と意見交換を行うなど、経営の健全化に努めております。
内部監査は、代表取締役社長の直轄部門である内部監査室（4名）が、各部署の会計・業務・法令・社内ルールの遵守状況等について定期的に内部監査を実施するとともに、会社財産の保全並びに問題の未然防止のために具体的な助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田和男	他の会社の出身者													
坂本修	他の会社の出身者							△						
村井潤	弁護士								△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田和男	○	―――	一般株主との利益相反のおそれもなく、他社での経理部門及び常勤監査役としての長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的・中立的な立場から独立役員としての職務を遂行していただけると判断し指定いたしました。
坂本修	○	坂本修氏は、株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）の出身者でありますが、同行を退職(2001年9月)してから10年以上経過しております。また、当社は複数の金融機関と取引しており、株式会社みずほ銀行に対する借入金依存度は突出していないことから、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	一般株主との利益相反のおそれもなく、出身会社である金融機関及び製造業等を通じて培った幅広い見識と豊富な経験を有しており、客観的・中立的な立場から独立役員としての職務を遂行していただけると判断し指定いたしました。
村井潤	○	村井潤氏は、当社の顧問法律事務所である久保井法律事務所（現久保井総合法律事務所）の出身者でありますが、同所を退所（1997年6月）してから10年以上経過しており、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	一般株主との利益相反のおそれもなく、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、食品会社及び金融機関において社外監査役及び員外監事としての経験も有していることから、客観的・中立的な立場から独立役員としての職務を遂行していただけると判断し指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員選任方針は、一般株主と利益相反が生じることが無いよう、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にし、社外役員候補者の経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行するに充分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

【軽微基準の概要】
当社は、独立役員届出書の属性情報に係る軽微基準を、「取引」「寄付」ともに過去3年平均にて年間1,000万円未満であることと定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く)に対し、2015年3月期の業績に連動して支給される報酬から業績連動報酬を導入しております。この業績連動報酬は、連結経常利益の1.5%の範囲で支給するものとし、その上限額は年額2億円以内の報酬枠とは別枠で年額1億円以内としています。各事業年度の連結経常利益が取締役会であらかじめ定める目標額に達しない場合は、支給しないものとしております。なお、この業績連動報酬は、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものとしております。(2014年6月27日開催の第43回定時株主総会において決議)

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年3月期の取締役及び監査役の年間総報酬額等は次のとおりであります。
取締役に対する報酬額 8名 83百万円(うち社外取締役分 1名 3百万円)
監査役に対する報酬額 4名 27百万円(うち社外監査役分 3名 18百万円)

(注)1. 上記の取締役の支給人員には、2014年6月27日開催の第43回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額17百万円が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額25百万円を支払っております。
4. 取締役の報酬につきましては、基本報酬としての月例報酬と業務執行取締役を対象とする業績連動報酬としての役員賞与により構成しております。いずれも株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において決定いたします。各取締役の報酬については、取締役会において一定の基準のもとに役位、職責、業績等を勘案して決定いたします。
監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、各監査役の報酬については株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において監査役の協議により決定いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に限定したサポート部門は、設置しておりません。社外取締役は、連携する監査役会に出席して、各種情報を入手しております。社外監査役は、連携する内部監査室から会計・業務・法令・社内ルールの遵守状況等について定期的に報告を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督等については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」ならびに巻末の「参考資料：模式図」をご参照ください。
取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しています。
各取締役の報酬については、業績連動報酬を導入しております。（2014年６月27日開催の第43回定時株主総会において決議）なお、業績連動報酬につきましては、「１．機関構成・組織運営等に係る事項」の【インセンティブ関係】をご参照ください。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会を取締役８名（うち社外取締役１名）で構成し、取締役会を毎月最低１回開催して、少人数で迅速な意思決定を行うとともに業務執行を監督しております。また、独立性の高い社外取締役を選任して構成することにより、社外の視点を取り入れた適正な意思決定を行うとともに業務執行の監督を強化しております。監査役は４名（うち社外監査役３名）の体制で、監査役全員が取締役会に出席して、取締役の職務執行を監査し経営を監視しております。
代表取締役は、各部門の代表者を招集し、月１回の課題進捗レビューを行い、経営計画、組織体制等の重要な懸案事項の協議に基づき、職務執行が効率的に行われるよう監督しております。
各担当取締役は、経営計画に基づいた部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定します。その遂行状況を各部門担当取締役が、定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善に努めております。
監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席し、意見等を述べ運営状況を監視しております。更に取締役及び各部門の代表者等からの聴取、重要な決裁書類の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況を監視しております。
以上のとおり、当社は取締役及び監査役による経営の監督・監視機能が果たされているため、現状の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より4営業日前に発送いたしました。
その他	報告書(定時株主総会招集ご通知添付書類)にグラフや表、写真等を挿入し、ビジュアル化に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、機関投資家向けに決算報告(年度及び半期)・コーポレートガバナンス状況・トピックスについて、定期的な決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関する投資家向け情報として、次の決算情報(*)及び事業内容説明、納入事例、商品情報等を掲載しております。 (*)決算短信・有価証券報告書・四半期報告書・事業報告書等の決算情報・その他適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門に、IRの担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページにおいて経営情報の即時開示、製品情報、事業を通じての環境への取り組み、照明に関する情報・ノウハウの提供を行うこと等により、ステークホルダーの立場に立った情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「企業は公器である、会社の社会的存在価値を高めることに経営資源を集中し、人間（組織）の持つ無限の能力と可能性を最大限発揮させる経営の仕組みをつくり社会に貢献する経営を優先する。」ことを経営理念とし、取締役及び使用人一人一人が社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、社会倫理に適合した行動をとるよう努めております。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び使用人に法令・定款の
遵守を周知徹底するとともに、「社員憲章」の輪読やコンプライアンス研修による啓蒙活動を行っております。
内部監査室は、当社グループの業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、経営管理の方向性を示すことにより会社の組織的経営を側面から支援するとともに内部統制の信頼性を高めております。
また、コンプライアンス上の疑義のある行為等の社内報告体制として、内部通報制度を整備し、社内通報窓口とは別に弁護士への外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。
各子会社は、法令等を遵守することはもとより自主的に定めた基準に従い業務を遂行しております。

2. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、定款及び取締役会規則、文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書については、管理することとしております。
また、当社グループの取締役及び監査役は、それらの情報を常時閲覧できるものとしております。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が経営品質本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程・基準の整備を行う等、必要に応じて適宜見直しを図っております。
内部監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役に報告しております。
取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うと共に、経営計画、組織体制等の重要な経営課題を協議する等、職務執行が効率的に行われるように努めております。
当社グループの取締役は、経営計画に基づき実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定します。その遂行状況を当社グループの取締役が、取締役会及び経営会議で定期的に報告し、改善に努めております。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社の役員を配置し、子会社を管理する体制としています。
当社と子会社は定期的に生産効率改善会議及び海外拠点レビュー等を行い、当社グループ各社の円滑な情報交換と効率的な事業運営を促進しております。
監査役と内部監査室は、子会社の事業規模に応じて定期的にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告することにしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会 と協議のうえ、監査役の職務が実効的に行なわれるよう、専任の監査役スタッフを配置します。
監査役スタッフは監査役の職務を補助するものとし、指揮命令は監査役が行うものとします。監査役スタッフの人事及び評価については、監査役会の事前の同意を得るものとします。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款に違反する行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告しております。
また、報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底することに努めております。

8. 監査役の職務の執行の費用の支払いの方針、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会及び主要な会議に出席しております。また、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができます。
また、監査役はその独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を構築し運用しております。
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理します。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに「財務報告に係る内部統制規程」を制定して、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・評価して、不備があれば是正していく体制を整備し充実を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固とした姿勢で臨むことを「倫理規程」に掲げ、関係排除に取り組んでおります。反社会的勢力排除に向けた体制は、当社総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、組織的に対応しております。
また、警察・企業防衛協議会及び弁護士等との情報交換や各種研修への参加等により、外部専門機関との連携を強化しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

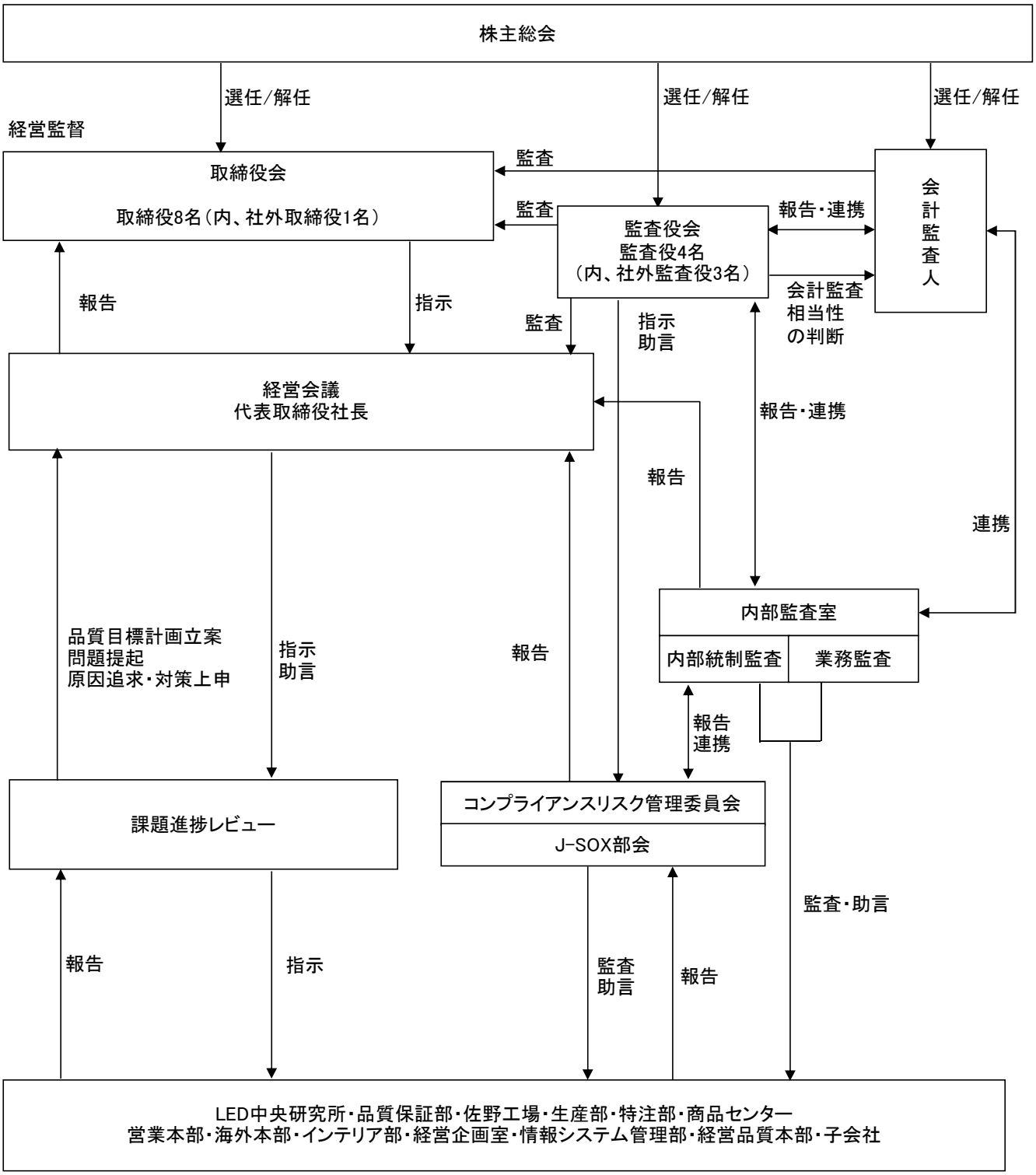
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

〔参考資料：模式図〕


株主総会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
経営監督
取締役会
取締役8名（内、社外取締役1名）
監査
監査
監査役会
監査役4名
（内、社外監査役3名）
報告・連携
会計監査人
会計監査
相当性
の判断
報告
指示
監査
指示
助言
経営会議
代表取締役社長
報告・連携
報告
連携
内部監査室
内部統制監査
業務監査
品質目標計画立案
問題提起
原因追求・対策上申
指示
助言
報告
報告
連携
課題進捗レビュー
コンプライアンスリスク管理委員会
J-SOX部会
監査・助言
報告
指示
監査
助言
報告
LED中央研究所・品質保証部・佐野工場・生産部・特注部・商品センター
営業本部・海外本部・インテリア部・経営企画室・情報システム管理部・経営品質本部・子会社

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 統括情報管理責任者

当社は東京証券取引所の諸規則及び金融商品取引法等の関係法令に則り、適時かつ適切な情報を全ての投資家に公正に開示することを基本姿勢とし、統括情報管理責任者は取締役経営品質本部長と定め、重要情報の適時開示と正確性に責任を持たせています。

2. 会社情報の開示方法

経営に関する重要な事項については、取締役会で審議、決定または報告されます。
その中から、東京証券取引所の諸規則及び金融商品取引法等の関係法令に則り、開示が必要な事項について遅滞なく情報開示しております。

また、重要な事実が発生した場合、東京証券取引所の諸規則及び金融商品取引法等の関係法令に則り、開示ができるよう直ちに統括情報管理責任者に情報が集中するよう徹底しております。

開示資料については、適時開示情報伝達システム(TDnet)を利用により適時・適切に提供を行なうとともに、当社は投資家の皆様の利便性を考慮して、自社のホームページにも開示情報を掲載しております。

3. 情報の正確性確保

統括情報管理責任者に集められる情報については、その正確性を情報開示委員会にて審議・審査しており、特に経理、財務に関する内容は、監査役会及び会計監査人からの定期的な監査に加え助言、指導を受けております。

また、株主関係の情報については、当社の名義書換代理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に管理を委託して、情報の正確性を確保するようにしています。

【適時開示体制概要図】

①決定事実に関する情報
②発生事実に関する情報
③決算に関する情報

